

企画総務委員会  
令和7年11月28日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額の引上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均14,860円(3.80%)

給料 12,383円

はね返り 2,477円

若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げを行う。

2 諸手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

			年間支給月数		
			現行	令和7年度(案)	令和8年度以降(案)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	管理職員以外の職員	期末手当	2.50	2.525(+0.025)	2.525(+0.025)
		6月	1.250	1.250( )	1.2625(+0.0125)
		12月	1.250	1.275(+0.025)	1.2625(+0.0125)
	管理職員	勤勉手当	2.35	2.375(+0.025)	2.375(+0.025)
		6月	1.175	1.175( )	1.1875(+0.0125)
		12月	1.175	1.200(+0.025)	1.1875(+0.0125)
	合計		4.85	4.90(+0.05)	4.90(+0.05)
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員以外の職員	期末手当	2.15	2.175(+0.025)	2.175(+0.025)
		6月	1.075	1.075( )	1.0875(+0.0125)
		12月	1.075	1.100(+0.025)	1.0875(+0.0125)
	管理職員	勤勉手当	2.70	2.725(+0.025)	2.725(+0.025)
		6月	1.350	1.350( )	1.3625(+0.0125)
		12月	1.350	1.375(+0.025)	1.3625(+0.0125)
	合計		4.85	4.90(+0.05)	4.90(+0.05)
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員以外の職員	期末手当	1.40	1.425(+0.025)	1.425(+0.025)
		6月	0.700	0.700( )	0.7125(+0.0125)
		12月	0.700	0.725(+0.025)	0.7125(+0.0125)
	管理職員	勤勉手当	1.15	1.175(+0.025)	1.175(+0.025)
		6月	0.575	0.575( )	0.5875(+0.0125)
		12月	0.575	0.600(+0.025)	0.5875(+0.0125)
	合計		2.55	2.60(+0.05)	2.60(+0.05)
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員	期末手当	1.225	1.25(+0.025)	1.25(+0.025)
		6月	0.6125	0.6125( )	0.625(+0.0125)
		12月	0.6125	0.6375(+0.025)	0.625(+0.0125)
	管理職員	勤勉手当	1.325	1.35(+0.025)	1.35(+0.025)
		6月	0.6625	0.6625( )	0.675(+0.0125)
		12月	0.6625	0.6875(+0.025)	0.675(+0.0125)
	合計		2.55	2.60(+0.05)	2.60(+0.05)

令和7年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

4.85月 4.90月 (+0.05月)

- ・定年前再任用短時間勤務職員

2.55月 2.60月 (+0.05月)

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当限度額引上げ

東京都との均衡を考慮し、初任給調整手当の限度額を引上げる。

令和7年度【現行】	令和7年度【改正後】（案）
315,200円	326,900円

### 3 施行期日等

給料表の改定、本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正並びに医師及び歯科医師に係る初任給調整手当限度額の引上げ 公布の日

給料表の改定及び初任給調整手当限度額の引上げは、本年4月1日から適用する。

令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 令和8年4月1日